

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	売春行為の条件付き許可について	都道府県	青森県	
		提案事項管理番号	1002020	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 法務省
--------------------	------------

求める措置の具体的内容	<p>特定区域内での指定設備を有する建物客室内において、売春行為の条件付き許可について要望する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>売春防止法第 11 条では、「情を知って、売春を行う場所を提供した者は、3年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する」と、場所の提供を禁止しています。しかし一方で風営法での店舗型および派遣系サービスが、認可および届出制になり場所の提供を容認しています。その中で売春が行われているのは周知の事実であるので、「売春を禁止する」とした場合に、このような形態に対しどのような取り締まりが行われるのか教えていただきたいと思います。</p> <p>第 14・15 次提案において『売春防止法は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」との基本的な理念を宣明した上、売春行為を禁止するとともに、売春を助長する行為等を処罰している』と、毎回同じ回答をされています。</p> <p>しかし同第 4 条では適用上の注意として、「この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」とあります。何度も言いますが、国民の権利とは憲法に保障された「職業選択の自由」も含まれます。従って一般国民は別として、従事者に対して売春防止法は適用されないこととなります。そのため従事者用に区域を限定した特例措置を講じても、問題は生じていないと考えますので、再検討を要望します。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	0
要望事項 (事項名)	土地区画整理事業における公共施設充当地につ	都道府県	愛媛県
	いての事業施行者の証明書の発行要件の見直し	提案事項管理番号	1006010
提案主体名	松山市		

制度の所管・関係府省庁	法務省 財務省 国土交通省
--------------------	---------------------

求める措置の具体的内容	<p>土地区画整理事業(先行買収)に係る事業施行者の証明書の発行要件として、現在は「買取りに係る土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合にのみ証明書を発行すること」と規定されているが、地目が宅地のままでも課税の特例の対象とする。その場合において、買取りに係る土地を公共施設の用地として登記をした旨を証する書類として添付が義務づけられている登記簿謄本に代えて「買収目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」を認める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>土地区画整理事業(減価補償金地区)における公共施設充当地については、土地を先行買収することができることとなり、その土地の譲渡所得に課税の特例が適用できることとなっている。</p> <p>しかしながら、課税の特例を適用するには、「当該土地等を当該公共施設の用地として登記をした旨を証する書類」の添付が義務付けられており、更に、「当該買取にかかる土地が公衆用道路、公園又は雑種地として登記されている場合にのみ証明書を発行」することとされている。</p> <p>また、土地区画整理事業運用指針では、「公共施設充当地を取得した場合においては、法務局と十分に調整の上現況に照らして当該土地は公共施設の用に供する土地として登記申請することが望ましい」とされている。そのため、法務局(登記部門)へ当該土地の地目変更についての協議を行ったが、現況主義を根拠に地目変更に応じてもらえない状況にある。</p> <p>(提案理由)</p> <p>本市が減価補償金の交付に代えて用地の先行買収を行おうとしている宅地に集合住宅があり、この集合住宅をすぐに撤去せず、当面、中断移転の仮住居として有効活用することを検討している。これは、①仮住居費の移転補償費の縮減(約 9,000 万円)、②中断移転者の負担軽減による事業の円滑化、が見込まれることによる。当該土地の買取について課税の特例を適用したい。</p> <p>(代替措置)</p> <p>①地目が宅地のままでも(証明書の発行を可能とし、)課税の特例の対象とする。</p> <p>②証明書発行の際の添付書類として、「買収目的を記載した登記承諾書の写し」、または、「地方自治法上の行政財産としての財産台帳の写し」でも可能とする。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	ベトナム人介護福祉士への就労在留資格の認定	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1014010	
提案主体名	ユニカ株式会社			

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省 厚生労働省
--------------------	---------------------

求める措置の具体的内容	<p>現在、ベトナム人看護師は、日本へ留学して日本における看護師資格を取得した後、一定期間(最長7年)、日本の医療機関での就労が認められる在留資格(医療)が適用されているが、介護士についても、日本において介護福祉士の資格を取得後、一定期間(最長5～7年程度)の就労を認可される在留資格を付与していただきたいこと。</p> <p>例えば、「人文知識・国際業務」、「技能」、「特定活動」など既存の分類の適用、または新規分類の開設。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現在の入国管理法令では、外国人(ベトナム人)が日本の介護福祉士の資格を取得しても、その後日本で就労するための在留資格が認定されないが、これを一定期間(例えば5～7年程度)認定していただきたいこと。</p> <p>これが実現すれば、高齢者介護の職務を志すベトナム人に励みになると同時に、今後長期的に不足が予想される日本での高齢者介護専門職者の増強にも貢献できることになる。</p> <p>提案理由:</p> <p>①ベトナム国においては、高齢者介護に関する法制、行政施策、介護施設、専門職養成制度など、総合的な体系が未整備であり、また、養成機関がなく、職場も少ないので、介護専門職を志す者は、日本など先進的な外国に留学し、資格取得し、実践経験することがもっとも迅速で有効な手段であること。</p> <p>②日本においても、将来不足が懸念される介護専門職を外国人に一部依存せざるをえないならば、その準備は早期に、かつ多面的に準備することが望ましいと考えられること。</p> <p>詳細は参考資料をご参照ください。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	入国管理事務局の新ガイドラインの見直し	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1016010	
提案主体名	フリーチョイス			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインの運用に8事項では健康保険証の提示を求めるとなっているが、外国人向けの国際健康保険も可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>神戸市在住の外国人に健康保険加入についてアンケートを募ったところ、半数は民間の健康保険や国際保険や自国の保険に加入しており、半数が日本の公的健康保険に加入し、無保険の者は1%でした。医療保障保険は高額なので、民間保険と公的保険の両方加入する事は、かなりの経済的負担になり不可能です。</p> <p>外国人が加入する外国人向けの保険は簡単には手放せません。日本の公的健康保険は日本人のニーズに合った制度です。外国人向けの健康保険は、日本の公的健康保険ではカバーしてくれない保障も可能にしている。例えば日本にいる外国人医師の医療費、死亡時の遺体を自国へ送還する費用、入院時の家族の渡航費用がそれにあたる。</p> <p>日本の国民健康保険加入すれば、場合により2から5年さかのぼり保険料を支払うことになり、数十万から100万円を超えることもあり、支払いが難しく、冷静に判断した上で、帰国する外国人もでてくる。不誠実な外国人はかえって地下に潜ってしまうことになる。</p> <p>法務省は外国人が健康保険に加入しているかどうか心配することは、十分理解できますが、すべての外国人が日本の公的保険に加入することには無理があると思います。また、今の健康保険についての法律は50年以上前の日本人の為のもので現在の外国人の状況と大きく異なり、それをそのまま適用すること自体に相当な無理があるのではないかと。</p> <p>特に今回の入管のガイドラインの8項目、社会保険に加入することを強制するような対応は、こうした事情に照らして早急に見直して頂きたい、公的、民間を問わず健康保険加入とし、無理のない対応を望みます。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	個人等が所有しているエコポイントと当選品付き抽選券を交換し、いずれかの応募者に環境配慮型商品が当たる「エコポイント宝くじ(仮称)」の創設	都道府県	福井県	
		提案事項管理番号	1024010	
提案主体名	株式会社 市姫商事			

制度の所管・関係府省庁	総務省 法務省 経済産業省 環境省 消費者庁
-------------	------------------------------------

求める措置の具体的内容	<p>今回提案する「エコポイント宝くじ(仮称)」とは、当選品付き抽選券を、個人等が所有しているエコポイントと交換で取得し、いずれかの応募者に環境配慮型商品を配分するシステムです。</p> <p>現在、刑法の特例として、地方財政資金の調達を目的に、都道府県等に宝くじの発売が認められているところですが、このエコポイント宝くじについては、現金ではなくエコポイントを抽選券と交換であり、環境貢献の観点から、関東圏と関西圏において特区として認めていただきたい</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>地球温暖化対策の1つの手段として提案させて頂くこのエコポイント宝くじ創設は、当社の特許権を利用したシステムであり、個人等から一定のエコポイントを協賛・拠出して頂き、一定の算出方法で環境配慮型商品が寄贈されるというものであります。この算出方式は現状行われている宝くじ方式、町内会などで利用されているガラガラポン抽選方式と一緒です。</p> <p>エコポイント宝くじのシステムとしては、エコポイントとの交換により抽選券を入手した応募者に、当選品としてエコカーや太陽光発電システムなどの環境配慮型商品が当選するものです。また、応募者から拠出されたエコポイントの一部を、幼児施設(保育所・幼稚園等)などの公益的なエコ事業の促進に充てる予定です。全てが【環境とエネルギー】分野で政府が進める低炭素社会の実現に特化した事業形態で考えられております。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名			
要望事項 (事項名)	事業用定期借地権設定契約における借地借家法第23条2項の改正	都道府県	茨城県	提案事項管理番号	1025010
提案主体名	茨城県、三菱化学(株)鹿島事業所				

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	事業用定期借地権設定契約について10年未満も認める。(借地借家法第23条2項の改正)
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>企業の競争力維持、産業振興を図るためには、工業地帯の遊休地を企業が柔軟に活用し、最適利用することが有効な方法の一つである。インフラの整った遊休地の利用は、借主にとっては投資・運営コストをともに低減でき、貸主にとっても投下資本の回収が進む等大きなメリットがある。</p> <p>鹿島臨海工業地帯内には遊休地を所有している企業が少なからずあるが、借地借家法の事業用定期借地権は、期間が最低10年となっているために、双方が10年未満の期間や契約満時の借主による更地化に合意しても、法第9条及び第16条の強行規定により、借地期間が30年となる上に、契約終了時に借主に建物買取請求権が発生する。これが貸し側のリスクとなり、工業団地内での遊休地の利用が進まない原因となっている。</p> <p>借地借家法は立場の弱い個人を保護することが目的であるが、鹿島臨海工業地帯内の企業は主に大企業であり、各企業とも十分に契約リスクを考慮の上、契約を締結するために必ずしも保護する必要はない。</p> <p>事業用定期借地権においては10年未満の契約も認め、当事者間の選択肢に幅をもたせれば、未利用地の利用阻害要因を排除でき、鹿島経済特区である鹿島臨海工業地帯内の産業発展を図ることができる。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名			
要望事項 (事項名)	事業用定期借地権設定契約における借地借家法第23条3項の不適用	都道府県	茨城県	提案事項管理番号	1025020
提案主体名	茨城県、三菱化学(株)鹿島事業所				

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	事業用定期借地権設定契約は、公正証書によらないことを認める。(借地借家法第23条3項の不適用)
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>企業の競争力確保、産業振興を図るためには、工業地帯の遊休地を企業が柔軟に活用し、最適利用することが有効な方法である。インフラの整った遊休地の利用は、借主にとっては投資・運営コストをともに低減でき、貸主にとっても投下資本の回収が進む等大きなメリットがある。</p> <p>鹿島臨海工業地帯には遊休地を所有している企業が少なからずあるために用地の貸し借りの需要はあるものの、借地借家法の事業用定期借地権の設定は公正証書によるものとされており、そのための費用、時間及び労力が発生するため、事業用定期借地権の利用が進まない原因となっている。さらに、賃借料は土地の時価に応じて変動する条件とすることが多いが、土地代を含め、契約条件を変更する度に公正証書を作る必要がある。他の取引契約と同様に、公正証書でない事業用定期借地権設定契約の有効性を認めれば、事業用定期借地権の活用が促進され、鹿島経済特区である鹿島臨海工業地帯内の用地利用の最適化が図れる。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1026050	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 法務省 厚生労働省
-------------	---------------------

求める措置の具体的内容	成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について、在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を、在留資格「特定活動」に追加する。
具体的事業の実施内容・提案理由	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や経営幹部層なども範囲に含む、高度な人材の獲得は、外国人と日本人が共生して発展してきた当地域の経済成長や雇用創出に必要不可欠である。いわゆる高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要である外国人経営者等が、親の問題で入国が困難になったり、在留を断念することがないよう、親の活動を「特定活動」に加えることを求めるものである。

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の緩和等	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1026110	
提案主体名	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の緩和、あるいは当該要件に替わる新たな評価基準の設定を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>世界最大の大型放射光施設 SPring-8 を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p><提案理由></p> <p>播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件の緩和、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	2010年4月発効入国管理局新ガイドラインの見直し	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	1034010	
提案主体名	Association of Foreign Businesses			

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>入管法の改正により、2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインを運用し、保険証の提示を求めるとなっているが、その保険が日本の公的保険だけでなく、外国人向けの民間の国際健康保険でも可となるよう求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>日本の公的健康保険は、日本人のニーズに合うように作られた制度です。横浜市において永住権をもたず就労ビザを有して働いている外国人の多くは、ある一定期間日本で就労し、雇用契約が終了すると帰国したり、あるいは引き続き他国で新しい職を得るなどのように、彼ら特有の就労スタイルを持っています。そのような国境を越えて働く外国人にとって、その特有のスタイルにあったワールドワイドな国際医療保険に加入することは不可欠です。それは外国人のニーズを十分考慮した上で設計されているので、日本の公的健康保険では保険適用の対象とならないような部分にまで保険適用範囲を広げています。日本には永住権を有する外国人もいれば、永住権を持たず就労のためだけに一時的に滞在する外国人もいます。すべての外国人が公的であれ、民間であれ健康保険に加入すべきであるという考えにはおおいに賛同いたしますし、日本で永住権を持つ外国人に対して日本の公的保険への加入を促すことには一定の理解ができます。しかしながら、それを一時的滞在者にまで適用することには無理があると思います。今後、すべての外国人に日本の国民健康保険加入を義務付けるとすれば、場合によっては2から5年さかのぼり保険料を支払うことになり、その金額は100万円を超えることもあります。それはあまりに大きな負担です。このように、日本人を対象として設計された制度を、永住権の有無にかかわらず一律に外国人に適用すること自体に相当な無理があると考えます。こうした事情に照らし、今回の入管のガイドラインの8項目日本の公的保険に加入することを強制するような対応は見直して頂きたいと提案いたします。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店とカジノのコラボレーション特区。	都道府県	愛知県	
提案主体名		提案事項管理番号	1047050	
	株式会社 玉越			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 法務省
-------------	------------

求める措置の具体的内容	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で定めるところの7号営業である、パチンコ営業店がパチンコ営業の他に、カジノ営業も併設して行う事が出来る。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>カジノは、世界各国に存在する健全な娯楽施設であり、提案理由としては以下の通りであります。1. カジノで新しい娯楽を創出する。2. カジノで雇用創出および消費の拡大を促し、地域経済の活性化につなげる。3. カジノで得る収益を特定の目的税(子育て支援、環境対策)として活用する。これはカジノを運営するにあたっては、防犯及びセキュリティに関してノウハウを持ち、経営が健全であると認められた、パチンコ営業店に対し、全国に先駆けてカジノ経営を、カジノ特区として許可するのが良いと考えられるのであります。又、遊技を行う対象者は20歳以上の成人であることは勿論のこと、パスポート等で身分が確認出来る外国人および、予め入場許可証の発行を受けた者とし、それ以外はたとえ成人であっても入場を禁止することとします。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人永住権申請の規制緩和 (ガイドライン緩和・明確化)	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1048060
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット		

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容
<p>現在のガイドラインは、永住権取得のための条件が非常に厳しい上、表現が曖昧。また、永住権取得に関するサポートが不十分と考える。政府は自国民のことを優先的に考え、これに応じて外国籍人材の出入国を管理する役目も担っていることは理解しているが、グローバル社会が進んだ現代社会により適した新たなガイドラインが必要と感じる。</p> <p>国内の経済を停滞させるようなこのような過度な規制を緩和し、外国籍人材がより暮らしやすい社会を作ることで世界の中で強く、魅力的である国づくりを目指すべく、提案する。</p>

具体的事業の実施内容・提案理由
<p>【提案理由】</p> <p>①現行のガイドラインは非常に厳しい(在留年数等)②申請プロセスが複雑③審査基準・プロセスが不透明</p> <p>【提案内容】</p> <p>①ガイドラインの緩和</p> <p style="margin-left: 20px;">a, 在留期間 最低10年→5年</p> <p style="margin-left: 20px;">b, 在留資格 就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していること→廃止</p> <p>②申請プロセスの可視化</p> <p style="margin-left: 20px;">a, マニュアルの作成、公開</p> <p style="margin-left: 20px;">b, 申請方法に関する専門窓口設置</p> <p>③審査基準の透明化、標準化 ④「抽選永住権」制度の導入</p> <p>【上記緩和によるメリット】</p> <p>・税収拡大 ・不法滞在や外国人犯罪率低下 ・在留外国人の購買拡大による経済活性化</p> <p>・日本企業の国際化を後押しする ・優秀な外国籍人材を日本へ誘致できる</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の投資・経営の項の下欄に掲げる「投資・経営」の在留資格の資格要件の規制緩和	都道府県	神奈川県	
		提案事項管理番号	1048110	
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット			

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>資格要件の考え方の中の、</p> <p>「外国人が実質上その会社等の経営を左右できる程度の投資(最低でも 500 万円以上)をすることが前提として必要」という規制の中の『最低でも 500 万円以上』という金額制限を撤廃。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【提案理由】:</p> <p>外国人の日本での起業障壁の撤廃</p> <p>【実施内容】:</p> <p>大阪もしくは福岡を規制特区とし、少額投資でも起業できる様な土台を作り、外国人起業家を誘致し、産業を活性化させる。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	0		
要望事項 (事項名)	本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の 公正な管理にかかる手続、検査要件の緩和	都道府県	長崎県		
		提案事項管理番号	1049020		
提案主体名	対馬市				

制度の所管・関係府省庁	法務省
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>現行法で規定されている本邦に入出国するすべての人の公正な管理について、船舶の構造及び乗、下船方法等を変更し国内、国外の旅客船利用者との接触を遮断するなど、一定の要件を満たした外国航路船舶を使用する場合に限り、船舶の資格変更(内、外航船への変更)に伴う入出国管理の手続き及び検査を本邦出発地又は目的地で行なうことを可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>外国航路船舶(超高速船)を国内旅客輸送手段として活用することにより、減便、廃止されていく離島と本土を結ぶ生活航路を確保するとともに、離島と本土の交流人口の拡大を図っていく。</p> <p>提案理由:</p> <p>離島と本土を結ぶ航路の経営状況は、利用者の減少や燃料価格の高騰により非常に厳しく、会社存続のために航路の減便や休止を余儀なくされている。</p> <p>しかし、本市の北部地域と本土を結ぶ航路(超高速船)は、移動距離や時間、経費を勘案すると島民の生活を支える上で重要な移動手段であり、存続を図っていく必要がある。</p> <p>そこで、韓国との国境に近接しているという本市の地理的な特性を活かし、福岡市と釜山市を結ぶ外国航路船舶(超高速船)を本市の北部地域と福岡市とを結ぶ国内旅客輸送手段として活用し、島民の生活路線の確保と交流人口の拡大を図っていくものである。</p> <p>代替措置:</p> <p>外国航路船舶を国内旅客輸送手段として活用するためには、船舶の資格の変更を行い、博多～比田勝間を内変し、比田勝～釜山間を外変することにより国内旅客輸送手段として活用を図ることができる可能性はあるが、国内外の航路利用者の利便性を考慮すると、船舶の構造及び乗、下船の方法等を変更し、国内、国外航路の旅客船利用者との接触を遮断する方法により、混乗による利用と入出国管理手続き及び検査要件の緩和を図ることができるものと考えられる。</p> <p>船舶の資格変更に伴う弊害:</p> <p>釜山～博多間の外国航路利用者は、船舶の資格の変更を比田勝港(寄港地)で行った場合、一旦比田勝港に上陸し出・入国の手続きを行ったあと再度、乗船し目的地に向かうこととなり、利便性を大きく損なうことになる。</p>

05 法務省 特区第16次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人に対する公的保険適用の見直し	都道府県	神奈川県
		提案事項管理番号	1050010
提案主体名	外国人労働者問題協議会		

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>2010年4月より在留資格変更許可申請および在留期間更新許可申請の際に新ガイドラインの運用に8事項では健康保険証の提示を求めるとなっているが、これが外国人関係で大きな問題が発生しており、今後公的保険加入条件を緩和し、外国人向けの民間の健康保険も可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>日本在住の外国人に公的健康保険に加入を求めることは、長年外国人と雇用などで接した立場から、外国人の実情に照らして困難な点が多いと思います。現実的には多くの外国人は海外または日本の民間の保険を活用しており公的医療保障保険は高額なので、特に出稼ぎの日系人には大きな負担です。</p> <p>もともと日本の公的健康保険は日本人のための制度です。外国人向けの民間健康保険は、日本の公的健康保険ではカバーしてくれない保障も可能にしていますし、経済的に弱い立場のある外国人向けの低コストの民間保険もあります。例えば日本にいる外国人医師の医療費、死亡時の遺体を自国へ送還する費用、入院時の家族の渡航費用などへのニーズもあります。</p> <p>実例として、来日後数年したところで、日本の国民健康保険加入した人はさかのぼって保険料を支払うことになり、100万円を超えたこともあります。保険料の支払いが難しく、冷静に判断した上で、帰国する外国人もでてくるでしょうし、多くの外国人はかえって地下に潜ってしまうでしょう。</p> <p>欧州では、入国に際して民間の健康保険加入を求めるところもあり、外国人の健康保険加入がポイントであるなら、民間の保険の適用も合理的と考えます。すべての外国人が日本の公的保険に加入することには無理があると思います。また、今の健康保険の法律は時代が異なるもので、外国人の事情が変わった現在に適用するのは相当な無理があるでしょう。</p> <p>特に入管のガイドラインの8項目、社会保険加入を強制するようなことは、外国人の諸事情に照らして早急に見直して頂きたい、将来的には公的、民間を問わず健康保険加入とし、無理のない対応を望みます。</p>